

第22回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年 5月30日 開会

平成28年 5月30日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年5月30日 第22回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時03分

閉会 午後2時33分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員 なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐（振興係長）	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
- 日程第4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について

4 議事内容 午後2時03分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号8番廣富委員、9番高木委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の3件であります。次のページをご覧ください。

【報告第1号 1件目から3件目までについて、議案書をもとに朗読説明】

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 それでは次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

【議案第1号 議案書をもとに朗読説明】

議案次ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおりであります。5月12日現地を確認したところ、周囲は宅地に隣接しており建物も建っていることから現況地目は宅地であります。以上報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の

方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、賃貸借案件1件でございます。

【議案第2号 議案書をもとに朗読説明】

議案次ページに、「3条番号12」の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号12番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、5月25日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 それでは、次に日程第6、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○宿院補佐 議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について、このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第3号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。

【議案第3号 議案書をもとに朗読説明】

計画変更の目的は、作業効率の向上から経費の削減を図り経営の安定化を目的として、高性能

作業機を導入するため、農機具庫を建設するためです。用地選定理由としましては、高性能作業機を導入するため、農機具庫を建設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、77.51ヘクタールから1,076平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合は、議案第3号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、平面図兼配置図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本、農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した「農地転用に関する許可基準からみた意見」を付して「浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない」旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長が変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第4号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

【議案第4号 議案書をもとに朗読説明】

転用計画といたしましては、農機具庫の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとあり、不許可の例外でございます。次ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、立面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、今ま

では総会で承認されたあと北海道農業会議に意見聴取を依頼し、審議結果の回答後、許可書を交付していましたが、農地法等の改正に伴い、今後においては北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせにより事務を進めることとなり、農地法第4条・第5条に係る農地面積が30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取については、要件を満たした案件については、意見聴取の対象から除外できることになりましたので、本案件については、今回の総会で承認されたのち許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○森委員 ただ今の説明で、面積が3反以内であればということですか。

○高橋係長 面積については先ほど説明しましたとおり、農地面積が30アール以下、いわゆる3,000平方メートル以下に対しては、先ほど申し上げたとおり本総会で承認されたあと、許可書の交付という形に申し合わせがなされております。それでその中で、要件を満たした案件ということで、その案件は何かと申しますと、まず転用の目的が農業用施設、農畜産物処理加工施設または農畜産物販売施設であること。また第2として第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用の目的が農家住宅である案件。そして3番目に第3種農地を転用する案件ということで、この3項目に該当する案件であれば、30アール以下の面積については申し合わせのとおり意見聴取はしなくても良いという形になってございます。以上になります。

○小川議長 よろしいですか。

○森委員 はい。

○小川議長 その他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農用地利用配分計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第5号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定より、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成28年5月30日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。売買案件4件の内容であります。

【議案第5号 番号7番から10番まで議案書をもとに朗読説明】

議案次ページ以降に「番号7」から「番号10」までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第22回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時33分閉会